



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

- 規則
- *6 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 (出納室)
- 告示
- 266 公印の改刻 (総務学事課)
- 267 県立自然公園の公園事業の一部決定 (環境生活総務課)
- 268 特定非営利活動法人の設立認証の申請(県民生活課)
- 269 生活保護法による指定介護機関の廃止 (福祉保健総務課)
- 270 生活保護法による介護機関の指定(")
- 271 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止 (障害福祉課)
- 272 " (")
- 273 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (")
- 274 " (")
- 275 " (")
- 276 " (")
- 277 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の変更 (")
- 278 平成21年度計量器定期検査 (商工観光労働総務課)
- 279 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)
- 280 換地処分完了 (農業農村整備課)
- 281 家畜伝染病予防法による監視伝染病の発生を予防するための消毒の実施 (畜産課)
- 282 土地取用法に基づく事業の認定 (事業進行課)
- 283 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 284 港湾施設の概要 (港湾空港振興課)

- 公告
争議行為を行う旨の通知 (労働政策課)
第37回採石業務管理者試験の追加合格者 (砂防課)
- 監査公表
監査公表第14号
- 正誤
平成21年2月20日付け和歌山県報第2038号和歌山県告示第201号中

規 則

和歌山県規則第6号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年3月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則(昭和63年和歌山県規則第28号)の一部を次のように改正する。

第114条第1号中「公売代金」の次に「、地方法人特別税」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第266号

次のとおり公印を改刻し、平成21年4月1日からその使用を開始する。

平成21年3月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

公印の種類	寸法 (方ミリメートル)	使用区分	管守責任者	印 影
知事印	27	一般文書用	総務学事課長	

和歌山県告示第267号

和歌山県立自然公園条例(昭和34年和歌山県条例第2号)

第7条第2項の規定に基づき、次に掲げる県立自然公園に関する公園事業の一部を決定したので、同条第3項の規定に

基づき、その概要を次のとおり公示する。

これらの公園事業の位置を表示した図面は、和歌山県環境生活部環境政策局環境生活総務課自然環境室及び伊都振興局健康福祉部並びに橋本市役所に備え付けて縦覧に供する。

平成21年3月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

かつらぎ高野山系県立自然公園

公園事業の名称	位置
宿舎	橋本市（宿）

和歌山県告示第268号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による設立認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備え置いて、平成21年4月24日まで縦覧に供する。

平成21年3月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 申請年月日
平成21年2月24日

2 名称

特定非営利活動法人和歌山eかんにい

3 代表者の氏名

高嶋洋子

4 主たる事務所の所在地

和歌山市太田521番地の4

5 定款に記載された目的

この法人は、男女共同参画社会の実現のため、さまざまな人権感覚の醸成、女性のあらゆる場への社会参加支援、青少年の健全育成などを行い、もって、活力ある“あたたかで元気なふるさと”づくりに寄与することを目的とする。

和歌山県告示第269号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により指定した介護機関から廃止の届出があったので、次のとおり告示する。

平成21年3月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

届出者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社千寿	新宮市丸山2-8	訪問介護サービス千寿	新宮市丸山2-8	訪問介護	平成20.11.16
社会福祉法人愛光園	伊都郡かつらぎ町佐野1401-2	愛光園訪問入浴介護	伊都郡かつらぎ町佐野1386	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	平成20.12.31
株式会社アシストエイト	新宮市佐野1404番地の9	居宅介護支援事業所元気	新宮市三輪崎2丁目14番4号	居宅介護支援	平成21.1.31

和歌山県告示第270号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項

の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により介護機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成21年3月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

申請者の名称	主たる事務所の所在地	指定事業所の名称	指定事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
とみやま調剤薬局	有田市山地95	とみやま調剤薬局	有田市古江見35	居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	平成21.1.1
有限会社千寿	新宮市五新4-6	訪問介護サービス千寿	新宮市五新4-6	訪問介護・介護予防訪問介護	平成20.11.16
医療法人木下医院	東牟婁郡那智勝浦町朝日1-60	はまゆう訪問看護ステーション	東牟婁郡那智勝浦町朝日1-17	訪問看護・介護予防訪問看護	平成21.2.1

有限会社こころ	海南市下津町大崎839-3	デイサービスセンター・こころ	海南市下津町方2151番地	通所介護・介護予防通所介護	平成21.1.5
有限会社こころ	海南市下津町大崎839-3	訪問介護サービス・こころ	海南市下津町方2151番地	訪問介護・介護予防訪問介護	平成21.1.5
有限会社こころ	海南市下津町大崎839-3	ケアプランセンター・こころ	海南市下津町方2151番地	居宅介護支援	平成21.1.5
有限会社こころ	海南市下津町大崎839-3	デイサービスセンター・こころⅡ	海南市下津町方2151番地	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	平成21.1.5

和歌山県告示第271号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成21年3月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3011300120	てんとう虫	伊都郡かつらぎ町大谷247-1	就労継続支援B型	特定非営利活動法人よつ葉福祉会	橋本市高野口町大野941-5	平成21.2.28

和歌山県告示第272号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第46条第1項の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の廃止について、次のとおり届出があったので、同法第51条第2号の規定

に基づき公示する。

平成21年3月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3012400028	白浜コスモスの郷	西牟婁郡白浜町2927-219	旧知的障害者通所授産施設	社会福祉法人白浜コスモス福祉会	西牟婁郡白浜町2927-219	平成21.2.28

和歌山県告示第273号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年3月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3010120420	ヘルパーステーションさくら	和歌山市直川1795	居宅介護 重度訪問介護	身体障害者	有限会社サンクリーン	和歌山市松江東3丁目3番10号	平成21.3.1	平成27.2.28

和歌山県告示第274号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年3月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
30110003	ヘルパーステ	伊都郡かつらぎ町	居宅介護	身体障害者	株式会社ビッ	東京都大田区田園	平成	平成

73	ーションそら	丁ノ町403-3	重度訪問介護 行動援護	知的障害者 精神障害者	グブラネット	調布本町57番2号 大野ビル	21.3.1	27.2.28
----	--------	----------	----------------	----------------	--------	-------------------	--------	---------

和歌山県告示第275号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年3月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3011300120	てんとう虫	伊都郡かつらぎ町佐野847-4	就労移行支援	特定なし	特定非営利活動法人よつ葉福祉会	橋本市高野口町大野941-5	平成21.3.1	平成27.2.28

和歌山県告示第276号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定したので、

同法第51条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年3月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3012400028	白浜コスモスの郷	西牟婁郡白浜町29-219	生活介護	特定なし	社会福祉法人白浜コスモス福祉会	西牟婁郡白浜町29-219	平成21.3.1	平成27.2.28
			就労継続支援B型					

和歌山県告示第277号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者の指定の変更について、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公

示する。

平成21年3月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	障害福祉サービスの種類	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
3011300120	てんとう虫	生活介護	事業所の所在地	伊都郡かつらぎ町大谷247-1	伊都郡かつらぎ町佐野847-4	平成21.3.1

和歌山県告示第278号

計量法(平成4年法律第51号)第21条第2項の規定により、平成21年度計量器定期検査の対象となる特定計量器、実施区域、実施場所及び実施の期日を次のとおり定めたので告示する。

平成21年3月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 対象となる特定計量器

非自動はかり(計量法施行令(平成5年政令第329号)第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり

2 実施区域、実施場所及び実施の期日

実施区域	実施場所	実施年月日

高野町	高野町役場富貴支所	平成21年4月23日
	高野町中央公民館	"
九度山町	九度山町稚出児童館	平成21年5月8日
	九度山町役場	"
かつらぎ町	JA紀北かわかみ志賀事業所	平成21年5月13日
	かつらぎ町役場花園支所	"
	大谷総合選果場	平成21年5月14日
	かつらぎ体育センター	"

	西総合選果場	平成21年 5月15日			JA紀州中央名田支所	平成21年 7月1日
	笠田ふるさと交流館	"			塩屋公民館	"
橋本市	学文路地区公民館	平成21年 5月19日	御坊市		JA紀州中央野口営業所	"
	隅田地区公民館	"			藤田会館	平成21年 7月2日
	紀見北地区公民館	平成21年 5月20日			財部会館	"
	高野口地区公民館	平成21年 5月21日			御坊市役所	平成21年 7月3日
	橋本市民会館	平成21年 5月22日			清川公民館	平成21年 9月2日
由良町	紀州日高漁業協同組合衣奈支所	平成21年 5月28日	みなべ町		高城公民館	"
	紀州日高漁業協同組合大引支所	"			南部公民館岩代分館	平成21年 9月3日
	由良町役場	平成21年 5月29日			みなべ町商工会南部川分所	"
グリーン日高農業協同組合比井崎事業所	平成21年 6月5日	みなべ町役場第1庁舎			平成21年 9月4日	
日高町	グリーン日高農業協同組合選果・集荷場	"	上富田町		紀南農業協同組合営農センター	平成21年 9月10日
	グリーン日高農業協同組合三尾支所	平成21年 6月12日			"	平成21年 9月11日
美浜町	美浜町役場	"	すさみ町		周参見公民館佐本分館	平成21年 9月24日
	美浜町役場	"			江住公民館	"
日高川町	紀州中央農業協同組合寒川支所	平成21年 6月17日			すさみ町総合センター	平成21年 9月25日
	日高川町役場美山支所	"	白寿荘	平成21年 10月7日		
	紀州中央農業協同組合早蘇営業所	平成21年 6月18日	湯ノ又集会所	"		
	日高川交流センター	"	龍神行政局	"		
	山野小学校	平成21年 6月19日	大塔総合文化会館	平成21年 10月8日		
	紀州中央農業協同組合和佐事業所	"	紀南農業協同組合三川店	"		
	紀州中央農業協同組合川辺支所	"	紀南農業協同組合富里店	"		
印南町	JAみなべいなみ稲原出張所	平成21年 6月25日			近野林業会館	平成21年 10月9日
	JAみなべいなみ真妻出張所	"			中辺路行政局	"
	JAみなべいなみ切目川出張所	"			上芳養農村環境改善センター	平成21年 10月20日
	JAみなべいなみ切目集荷場	平成21年 6月26日			中芳養公民館	"
	印南町公民館	"				

和歌山県知事 仁坂吉伸

田辺市	紀南農業協同組合稲成支所	〃
	秋津川公民館	平成21年10月21日
	上秋津農村環境改善センター	〃
	秋津地区多目的研修センター	〃
	東原多目的集会所	平成21年10月22日
	三栖コミュニティセンター	〃
	万呂コミュニティセンター	〃
	新庄公民館	平成21年10月28日
	青少年研修センター	〃
	青少年研修センター	平成21年10月29日
白浜町	青少年研修センター	平成21年10月30日
	旧白浜漁協椿支所	平成21年11月11日
	白浜町役場安居出張所	〃
	白浜町役場市鹿野出張所	〃
	日置川拠点公民館	平成21年11月12日
	白浜町役場富田事務所	〃
白浜町中央公民館	平成21年11月13日	

和歌山県告示第279号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、法第6条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4か月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成21年3月10日

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
オークワ大浦街道店
和歌山市湊西の坪45-1 他
- 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社山本進重郎商店 代表取締役社長 山本進三
和歌山市西浜1660番地の180
- 変更しようとする事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

小売業者		住 所
名 称	代表者	
株式会社オークワ	代表取締役社長 福西拓也	和歌山市中島185番地の3

（変更後）

小売業者		住 所
名 称	代表者	
株式会社オークワ	代表取締役社長 福西拓也	和歌山市中島185番地の3
株式会社セリア	代表取締役社長 河合宏光	岐阜県大垣市外濶2丁目38番地

- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
（変更前）2,052㎡ （変更後）2,652㎡
- 荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）

位 置	面 積
A棟 西側	129㎡

（変更後）

位 置	面 積
A棟 西側	129㎡
B棟 南側	25㎡
合 計	154㎡

- 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）

位 置	容 量
A棟 西側	33㎡

（変更後）

位 置	容 量
A棟 西側	33㎡
B棟 南側	20㎡
合 計	53㎡

(5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社オークワ	24時間	

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
株式会社オークワ	24時間	
株式会社セリア	10時	21時

(6) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
A棟	6時30分から21時まで

(変更後)

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
A棟	6時30分から21時まで
B棟	6時30分から21時まで

4 変更年月日

平成21年7月20日

5 変更する理由

新規に物販店舗を導入するため

6 届出年月日

平成21年2月2日

7 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)

和歌山市まちづくり局まちおこし部まちおこし推進課(和歌山市七番丁23番地)

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成21年3月10日から平成21年7月10日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第280号

平成21年2月20日付で計画認可したみなべ町営換地計画(瓜谷地区)については、換地処分が完了したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第54条第4項の規定により、この旨を公告する。

平成21年3月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第281号

監視伝染病の発生を予防するため、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第9条の規定に基づき、家畜の所

有者に対し、次のとおり消毒を実施することを命ずる。

平成21年3月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 実施の目的

県内における緊急的な高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

2 実施する区域

県内全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 家畜の種類

家きん

(2) 実施の範囲

100羽以上の飼養鶏農場及びその他家畜防疫員が必要と認める家きん飼養施設。ただし、消石灰による消毒あるいはこれと同等と認められる方法による消毒を自ら行う農場を除く。

4 実施時期

平成21年3月13日から平成21年4月3日まで

5 消毒の方法

消石灰等の消毒薬の飼養施設内(家きん舎周囲及び施設外縁部)散布

和歌山県告示第282号

土地収用法(昭和26年法律第219号。以下「法」という。)第20条の規定により事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成21年3月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 起業者の名称 紀美野町

2 事業の種類 吉見地区集会所建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分 和歌山県海草郡紀美野町下佐々字中吉見地内

(2) 使用の部分 なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、法第3条第32号に掲げる国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設に関する事業に該当するため、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者は、紀美野町一般会計により、すでに財源措置を講じているので、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

今回事業を行う吉見地区には、地区集会所が無く、

住民は、地区内にある吉見児童館を利用している。しかし、児童館の空き時間に使用しているため、会合などの日程調整がつかず、開催回数を制限する等、地域の活動を十分に行えない状況にあること等から本件事業は和歌山県海草郡紀美野町下佐々字中吉見地内に吉見地区集会所を新築するものである。

ア 本件事業の施行により得られる利益については、地域住民の積極的なコミュニティ活動の輪を広げ、連帯意識を強め、豊かな地域社会を築くことに寄与するとともに、災害時における避難所として利用する等地区の防災拠点として相当の寄与が見込まれることから、得られる公共の利益は大きいと考えられる。

イ 他方、本件事業の施行により失われる利益については、環境影響評価法(平成9年法律第81号)等による環境影響評価の対象の事業となっていないことから、軽微なものであると考えられる。

ウ また、本件事業に係る起業地は、現在の吉見地区の活動実績に基づき計画された施設規模であることなど、集会所建設のための必要な範囲内であると認められる。

なお、本件事業計画は、起業地が住居区域内の幹線道路に面していることにより各世帯が短時間で集まれる位置であること、造成工事が容易であること並びに経費面等を配慮の上選定した4案の比較検討が行われており、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に勘案すると本件起業地が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

エ アにおいて得られる利益とイにおいて失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められる。さらに、ウのとおり、起業地の範囲も本件事業の施行に必要な範囲に限定されていると認められる。

よって、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業については、紀美野町が地区集会所条例を定

め、紀美野町長期総合計画のコミュニティ活動の活発化に積極的に取り組んでいる中、現在、集会所が未整備である吉見地区では、地域の活動に支障をきたしていること及び地元区長から、吉見地区集会所の新築に係る陳情書が提出されていることから、早急に施行されるべき事業であり、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

上記のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

以上により、紀美野町から申請のあった吉見地区集会所建設事業について、法第20条の規定に基づき、事業認定をするものである。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

紀美野町役場 総務課

和歌山県告示第283号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成21年3月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住所氏名	指定 年月日	道 路		
				幅員 メートル	延長 メートル	
2985	橋本市紀見字芝崎378番の一部、397番1の一部	大阪府河内長野市西代町2番22号 浅香土地建物代表者 浅香和子	平成 21.2.27	6.00	51.003	
				7.00		
				6.01		23.205
				5.02		5.001

和歌山県告示第284号

港湾法(昭和25年法律第218号)第34条において準用する同法第12条第5項の規定により、次の港湾施設の概要を公示する。

平成21年3月10日

和歌山県知事 仁坂吉伸

文里港港湾施設

港湾施設の名称	位 置	種 類	数量及び能力
-5.5m航路	田辺市文里二丁目地先	航路	水深-5.5メートル 幅83.0メートル 延長415メートル
-5.5m泊地	田辺市文里二丁目1320番地先	泊地	水深-5.5メートル 面積29,289平方メートル
-5.5m岸壁	田辺市文里二丁目1320番地	岸壁	水深-5.5メートル 幅15.0メートル 延長100メートル

			耐荷重量1平方メートル当たり5トン
文里臨港道路	田辺市文里二丁目1318番地から 田辺市文里二丁目1323番地まで	臨港道路	車道幅員3.25メートル 道路敷幅10.0メートル(本線) 8.0メートル(支線) 延長281.7メートル アスファルト舗装
文里荷さばき地	田辺市文里二丁目1315番地、13 17番地及び1319番地	荷さばき地	面積11,735.36平方メートル 未舗装
B護岸	田辺市文里二丁目1320番地	護岸	幅員3.0メートル 延長29.26メートル
防波護岸	田辺市文里二丁目1320番地先	護岸	幅員3.0メートル 延長77.2メートル
取付護岸(1)	田辺市文里二丁目1320番地	護岸	幅員3.0メートル 延長30.0メートル
取付護岸(2)	田辺市文里二丁目1320番地	護岸	幅員3.0メートル 延長30.0メートル

上記施設の詳細は、図面で示すものとし、その図面は、和歌山県県土整備部港湾空港局港湾空港振興課及び西牟婁振興局建設部に備え付ける。

公 告

公 告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、和歌山県医療労働組合連合会執行委員長小濱正孝から平成21年2月26日、次のとおり医療事業に関する事件につき争議行為を行う旨の通知があったので公表する。

平成21年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 事件 労働条件改善等に関する諸要求
- 2 日時 平成21年3月11日午前零時から本件の完全解決に至るまでの期間
- 3 場所 和歌山労災病院、済生会有田病院、日本赤十字社和歌山医療センター、和歌浦病院、潮岬病院、和歌山県赤十字血液センター、田辺血液センター、和歌山生協病院、和歌山生協病院附属診療所、生協こども診療所、中之島診療所、生協芦原診療所、河西診療所、おおみや診療所、生協病院在宅総合ケアセンター、訪問看護ステーション生協みなみ及び和歌山県民総合健診センターの和歌山県医療労働組合連合会の組合員が従事する全職場
- 4 争議行為の概要 あらゆる形の争議行為を単独又は併用して実施する。

公 告

採石法(昭和25年法律第291号)第32条の13第1項の規定により平成20年10月10日に実施した第37回採石業務管理者試験の追加合格者は、次のとおりである。

平成21年3月10日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

受験番号

6

監 査 公 表

和歌山県監査公表第14号

平成17年3月31日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、知事から通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

平成21年3月10日

和歌山県監査委員 楠 本 隆

和歌山県監査委員 足 立 聖 子

和歌山県監査委員 花 田 健 吉

和歌山県監査委員 原 日 出 夫

平成16年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置について

- 1 包括外部監査の特定事件
流域下水道事業特別会計の運営、管理状況に関する事項及び、財団法人和歌山県下水道公社の財務内容及び執行状況について
- 2 包括外部監査の結果に基づく措置

監 査 結 果 (指 摘 事 項)

措 置 の 内 容

Ⅱ. 紀の川中流域下水道(那賀処理区)
1. 経営管理の状況
(3) 監査の結果

流域下水道事業は、管理者が起債事業で実施することができる。起債事業では、県債発行にて事業費を賄いつつ、負担金収入の将来見込み額を、事業費の一部や県債の返済支出といった将来支出見込み額に充てる仕組みとなっている。

このような事業については、事業開始時に合理的な将来支出見込額及び負担金収入将来見込額に基づく供用開始後の収支計画を作成し、さらに、事業の進捗に応じて、適時修正していくことが必要である。

また、実効性ある収支計画を策定するためには、将来の面整備進捗による接続状況の合理的予測が必要となるが、計画時における負担金収入の見積過程を示す根拠資料が作成されておらず、推計の合理性を事後的に検証することができない状況にある。

供用開始時における予定負担金収入及びその算定根拠、供用開始後の収支計画等を適時適切に作成し、具体的計算方法を示す根拠資料と共に整理保管する必要がある。

那賀処理区の経営計画については、関係市の将来の面整備進捗や接続見込み等、供用開始後の流入水量予測の基礎資料を基に、維持管理経費等を算定し、供用後16年間で維持管理費を回収し、30年間で資本費も含めて回収する経営計画を策定している。

なお、この経営計画に基づき、関係市と協議し、維持管理負担金単価について合意している。

N.財団法人和歌山県下水道公社

6.経理の状況

(1) 監査の結果

①未払消費税等の計上

公社は、消費税及び地方消費税について、納付した年度に支払い額を「消費税支出」の科目で処理している（なお、平成14年度は免除事業者であったため、平成15年度は支払が生じていない。）。しかし、本来は、納付時ではなく年度末に当該年度の消費税等を未払計上すべきであり、会計処理方法を改善する必要がある。

平成19年度に効率的事務処理のため、公益法人の会計システムを導入し、平成20年度の決算から、消費税等支出の未払計上を実施する。

正 誤

正 誤

平成21年2月20日付け和歌山県報第2038号和歌山県告示第201号中

ページ	段	誤	正
7	左	971番	971番2
		944番1	994番1
	右	185番2	363番2